

第1章 総則

第1 趣旨

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）、消防法施行令（昭和36年政令第37号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）、明石市火災予防条例（昭和37年条例第10号）、明石市消防危険物規則（昭和61年規則第11号）に基づき、申請の公正な処理の確保と透明性の向上を図るとともに、危険物規制事務を統一的に処理するため、必要な基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

第2 用語

この審査基準の用語は、次の例による。

- 1 「法」とは、消防法(昭和23年法律第186号)をいう。
- 2 「施行令」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 3 「施行規則」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 4 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- 5 「危規則」とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- 6 「危告示」とは、危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）をいう。
- 7 「条例」とは、明石市火災予防条例（昭和37年条例第10号）をいう。
- 8 「規則」とは、明石市消防危険物規則（昭和61年規則第11号）をいう。
- 9 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 10 「JIS」とは、日本産業規格をいう。なお、危規則、危告示及びこの審査基準中にJISを引用して定めている技術上の基準については、当該JISの最新のものを適用する。

※ 本文中の「…指導する。」は、行政指導の事項である。（文章の末尾に◆を記載。）

※ 本文中の「…以下「…」という。」は、原則としてその章における略称を表す。

※ 本文中で、危政令第23条の基準の特例を適用する旨が記載されているものについては、基準の特例の申請が必要であることを記載しているものを除き、特例申請を要しない。

※ 参考とした国の通知等の記載例 【R○消防危○○】

S: 昭和
H: 平成
R: 令和

文書番号
「第○○号」を略したもの